

## 令和7年度 鳥獣被害対策にかかる補助金等一覧

### ○一般会計

<委託料>

単位：千円

業務名	概要	補助率等	予算額	款項目
有害鳥獣被害防止対策業務	赤湯猟友会への委託業務で、農地パトロール等を実施するほか、各種捕獲活動に対する経費を支出するもの	—	4,048	6.1.3.6.1.12-2（委託料：事務事業委託料）

<補助金>

事業名	概要	補助率等	予算額	款項目
有害鳥獣被害対策推進事業	電気柵の設置、イノシシ夏季捕獲（4～10月）の補助	電気柵：1/2 イノシシ夏季捕獲：成獣8千円 幼獣1千円	2,920	6.1.3.6.1.18.3（負担金補助及び交付金：補助金）
安全射撃講習会弾薬支援事業	射撃訓練に対する弾薬代に対して補助するもの	15千円／人	945	6.1.3.6.1.18.3（負担金補助及び交付金：補助金）
有害鳥獣捕獲活動支援事業	イノシシ、サル、シカの捕獲奨励金を幼獣問わず、国庫等補助金を加えて、15千円とするもの	7～14千円／頭	1,290	6.1.3.6.1.18.3（負担金補助及び交付金：補助金）
狩猟免許取得経費助成事業	新規で散弾銃、ライフル銃、ワナ免許を取得した者に対して、定額補助するもの	定額	375	6.1.3.6.1.18.3（負担金補助及び交付金：補助金）
野生鳥獣市街地等出没対策事業	柿、栗などクマ、イノシシを誘因する不要果樹の伐採に対する補助	補助対象経費の3分の2に相当する額、又は不要果樹の伐採本数に20,000円を乗じて得た額のいずれか低い額以内	300	6.1.3.6.1.18.3（負担金補助及び交付金：補助金）

<実施隊に対する支援>

事業名	概要	補助率等	予算額	款項目
非常勤職員報酬	実施隊に対する報酬	千円／年	63	6.1.3.6.1.1-3（報酬：非常勤職員報酬）
豚熱対策資材供給事業	豚熱に対する感染防止対策	町支給	80	6.1.3.6.1.10-1（需用費：消耗品）
賠償責任保険料	実施隊の活動時の補償	町加入	216	6.1.3.6.1.11-6（役務費：各種保険料）

<被害防止対策に係る事業>

事業名	概要	補助率等	予算額	款項目
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	山形県、宮城県、福島県の市町並びに農協で組織しており、研修会のほか追い払い花火の購入を行うもの	—	600	6.1.3.6.1.18-1（負担金補助及び交付金：法令に基づかない負担金）

### ○会計外事業

事業名	概要	補助率等	予算額	款項目
対象鳥獣捕獲等参加証明書	銃の更新にかかる技能講習の免除の証明書	—	—	—
狩猟者登録に伴う対象鳥獣捕獲員であることの証明	狩猟者登録にかかる狩猟税の減免の証明	—	—	—